平成２２年（フ）第２５号
兵庫県豊岡市城崎町上山219番地
債務者　吉岡　博文
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
兵庫県豊岡市城崎町上山219番地
債務者　吉岡やす子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目15番15号
債務者　林　　成佳
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目107番地
債務者　有田　　賢
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６号
鳥取県鳥取市西品治85番地　ガーデンコート寿304号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町見槻中188番地２
債務者　石谷　美希
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７号
鳥取県鳥取市河原町釜口802番地２
債務者　佐藤　成美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４号
愛媛県今治市登畑甲235番地１、旧住所愛媛県今治市東村１丁目７番34号
債務者　塩見健太郎
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第５号
愛媛県今治市登畑甲235番地１、旧住所愛媛県今治市東村１丁目７番34号
債務者　塩見　弥生
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第１９号
愛媛県宇和島市元結掛１丁目７番20号
債務者　佐野ヤヱ子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１７号
福岡県柳川市上宮永町367番地12　えぐちコーポラスＡ102号
債務者　平田亜由美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第８６８号
北九州市門司区原町別院17番18―203号
債務者　藤井　栄太
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３１９号
北九州市八幡東区西本町２丁目４番23―702号
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５号
福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　坂本けい子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２６号
福岡県田川市新町22番27号
債務者　坂本浩一郎
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１１５号
大分県津久見市大字津久見6759番地
債務者　野々下　薫
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
大分県国東市国東町浜崎930番地
債務者　西原　高子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第８７５号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目32番66―13号
債務者　市來　路子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市小野４丁目35番５号
債務者　徳田　俊郎
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係